

各薬局開設者、薬局管理者の皆様

～薬局での業務手順や衛生状態を見直しましょう～

調剤が原因と思われる調剤事故が発生し、市民からの苦情や相談が増えています。

【事故の内容】

- 1 分包機を用いて調剤した小児用薬剤の中に、虫と思われる黒い異物が混入していた。
- 2 分包機を用いて調剤した小児用薬剤の中に、紙と思われる白い異物が混入していた。
- 3 開封後の使用期限が定められている薬剤を、使用期限を記載せずに、患者へ交付した。

各薬局におかれましても、下記の確認事項にご留意の上、薬局での業務手順や衛生状態をもう一度確認してください。

【確認事項】

1 各薬局内で調剤に使用する機械・器具は、使用前・使用後に必ず汚れや不具合がないか確認すること

⇒調剤後の薬剤は、患者様の口の中に入るものなので、使用する機械・器具は清浄に保ちましょう。

特に調剤ごとの洗浄が難しい分包機は、使用後に残渣を吸引するだけでなく、調剤ごとに賦形剤を流して出てきた分包内に異物がいないことを複数の目で確認してから使用する、汚れが目立つ場合には速乾性のあるアルコールを使用して拭き取ってから使うなど工夫した清掃が必要です。

2 不良薬剤を患者へ交付することのないよう監査を徹底すること

⇒監査の時は落ち着いて、もう一度次の事項を確認しましょう。

- ・使用期限に特別な取扱いが必要な薬剤ではないか？
- ・交付する薬剤の外装が破れたり、汚れたりしていないか？
- ・患者さんに交付する数は合っているか？

3 各薬局に備えなければいけない業務手順書は、定期的に見直し、改訂内容を従事者に徹底すること

⇒業務手順書があっても内容を従事者が理解して、手順書のとおり業務を行わなければ、事故や事件が起こる原因となりますので、従事者は、業務手順書のとおり業務を行いましょう。

また、従事者の人数や取扱い薬剤に変更があったとき、機械の更新をしたときなど、薬局内の体制や構造設備に変更があったときには業務手順書を必ず見直し、変更がなくても定期的に見直しましょう。

4 開局中だけでなく、閉局中も調剤室内の衛生状態に配慮すること

⇒機械・器具にゴミやほこりが入らないように管理するのはもちろん、施設内のそ族昆虫にも注意しましょう。

5 事故が起きた場合は、速やかに保健所へ連絡すること

⇒保健所では、事故の起きた原因の洗い出しや改善策の提案のお手伝いができます。

事故の連絡が早ければ、原因究明や改善策も立てやすくなります。

6 公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する「ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」へ協力するよう努めること

⇒事例を報告する際に、原因と改善策が必要となります。

他の報告事例を確認することができるので、薬局内だけでは気づけなかった原因や参考になる改善策を見つけられるかもしれません。

今年度の医薬品・医療機器一斉監視期間にあわせ、「事前通告なしの立入調査」を予定しています。お忙しいところ恐縮ですが、保健所の薬事監視員が立入にお伺いした際には、ご対応をお願いします。(薬局の繁忙時間帯を避けて伺うことを原則としていますが、業務の都合上、繁忙時間帯に伺うこともありますのでご承知おきください。)